

論文審査の結果の要旨

申請者氏名 下荒地 勝治

日本の農地は零細分散錯圃といわれている。この改善のために、政府は農地の集団化を推奨してきた。1980年、利用権設定の制度が導入されると、土地改良事業を契機とした集団化も、この利用権設定地も担い手に連坦して換地することが求められるようになった。この利用権設定地を借り手である担い手に連坦して換地していくことを、本論文では「面的集積」といい、これを促進する方法について2局面から論じている。

まず、面的集積を実現する場合、関係権利者はどのような利害関係をもっているかを分析、その利害を調整していくのはどういう「場」でなされるのかについての解析を行っている。次いで、こうした分析・解析の上に、これらをどのような手順で面的集積に向けて誘導されているかを「動態」的に明確にし、面的集積を実現した土地改良区でのプロセスと照合することで、この手順が面的集積に有効であることを確認している。

さらに、面的集積を促進させるという再現性を必要とするプロセスを構築するために、スムーズな面的集積実現の障害となっている貸し手のデメリットに対する解消策を考え、その適用性の評価を実施し、提案をおこなっている。

本論文は10章から構成されている。第1章では面的集積の必要性について、その要求の背景を述べ、第2章では面的集積が不十分となっているのは利害対立の存在に原因があることを明らかにしている。第3章では、この対立が面的集積に対する借り手と貸し手の立脚点の差異にあることを明らかにしている。つまり、借り手には農作業の効率化が図れるというメリットがあるのに対し、貸し手には、こうしたメリットはないという差異である。

第4章では、面的集積に関連のある事項・事象を、その発生の時系列の切り口で整理し、①地区の位置、土地条件等の物理的構造 ②経営面積分布、第2種兼業農家の多さ等の農業構造 ③担い手育成、地域農業活性化等の将来の農業ビジョン ④借り手および貸し手の面的集積に対する事情・心情 の4グループとし、③④はほ場整備期間中に変えうるという性格のあることを発見している。

第5章では、面的集積の進め方をとりあげ、借り手および貸し手の価値観の差、調整すべき事項・事象を関係者の権利を尊重しながら面的集積に向けて誘導してゆく道程を明確にしている。すなわち換地計画原案策定時点までに、「面的集積へのコンセプト」、「コンセプト実現のためのガイドライン」、「ガイドラインに沿った地図化」の3段階を設計し、それに対応するほ場整備事業推進ステップとして、その地区の「農業農村活性化計画」と「採択申請するほ場整備事業の選定」、「換地設計基準」、「換地計画原案」を取り挙げ、それぞれのステップまでに行うべき調整項目を、営農意向のコンセンサス、集団化方針決定、配分作業とし、それらが先に挙げた4つの事項・事象のグループとどのように関連しつつ調

整が積み上げられていくかを明らかにしている。

第 6,7,8 章では、こうしたプロセスが、面的集積を実現した長野県駒ヶ根市下平地区、新潟県三島郡三島地区、岩手県石鳥谷町新堀地区でどのように推進されていったかの検証を行い、上記プロセスにほぼ沿った調整が実施されたことを示している。

第 9 章では、再現性を確保するために面的集積に対する貸し手のデメリットを解消することを考案している。第 10 章ではこの解消策の適用性を確認するため、小作料を勘案して選定をした地区に評価依頼を行い、評価回答を得ている。その結果、高小作料地区では、借り手の負担増を許容する傾向があるのに対し、低小作料地区では、借り手負担を増加させることに抵抗があることが示されたが、解消策の多くが地区条件を考慮すれば、適用の可能性があるとしている。面的集積を促進のための方策は、要約するならば、1. 地区の位置、土地条件、社会条件が良好なこと、2. 地域経営の計画策定および推進体制の確立、3. 面的集積に対する貸し手への動因付与、である。動因付与については、プロセスの段階ごとに異なり、いずれも操作可能な動因であることを導いている。

以上、本論文は、換地による面的集積を構造的に解析し、さらにこの構造が時間的に変化させられていくプロセスを解明し、あわせて、促進の再現性を確保するための改善策を提示したもので、学術上、応用上、貢献するところが少なくない。よって審査委員一同は、本論文が博士(農学)の学位論文として価値あるものと認めた。